

## 地球温暖化防止活動の推進について（素案）

平成17年 月 日  
日本商工会議所

本年2月に京都議定書が発効し、わが国は、温室効果ガス排出量について、基準年比マイナス6%という厳しい目標を課されることになった。

政府は「京都議定書目標達成計画」を策定し、6%削減へ向けた具体的な対策をとりまとめたが、温室効果ガス排出量が基準年比で増えている現状にあって、目標達成のためには、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革を求めていく必要があり、その実現は容易なことではない。

温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活などあらゆる分野に大きな影響を及ぼす課題である。そのため、環境税など経済統制的な手法に頼るのではなく、「環境と経済の両立」の原則にたって、国、自治体、企業、市民などすべての主体が、それぞれの立場で積極的に取り組むことが必要である。

日本商工会議所は、地球温暖化防止に関する広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、各地商工会議所においても、地域の実情を踏まえつつ、以下の活動を参考に、地域中小企業の自主的な取組みを支援するなど、地球温暖化防止活動を積極的に推進していくこととする。

## 記

## 1. 地球温暖化問題に関する周知・広報の推進

会報、ホームページ等での広報やセミナー・講演会などの実施を通じて、会員をはじめ地域の企業、個人等に対し、地球温暖化問題の現状や、省エネルギー行動など温室効果ガス排出抑制に向けた取組みの重要性を周知、啓発する。

## 2．省エネルギー対策実施事例のPRと奨励

商工会議所会員企業等において、省エネルギーに取り組み、効果をあげている事例を発掘し、広く広報する。

## 3．地域における省エネルギーの取組みの促進

企業のみならず、従業員や市民、家庭、学校等も交えた地域全体として、省エネルギーの取組みを働きかける。

省エネルギーの取組みとしては、例えば以下のような事項が考えられる。

- (1) 冷暖房の適正な温度設定、夏季のオフィス等での服装について、暑さをしのぎやすい軽装の励行、省エネルギー設備の導入・エネルギー消費効率の高い機器の購入、節電・節水の励行、消費者等に対する家電等の省エネ情報の提供の促進など、省エネルギー行動の実践。
- (2) 通勤や買い物の際の公共交通機関利用の促進。
- (3) 荷主と輸送事業者の連携による効率的な配送など輸送分野での省エネ対策の推進。
- (4) 過剰包装を断るなど廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等による資源循環型社会形成への寄与。

## 4．電力の生産地と消費地の相互理解の増進

安定的な電力供給の確保や地域の振興の観点に立ち、電力生産地と首都圏を中心とする電力消費地の相互理解の増進を図るため、両地域の経済界同士の交流のさらなる活発化に努める。

以上